

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会暫定委員会、コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は10月1日、ユーゴスラビアのベオグラードにおいて第13回会合を開催、次のコミュニケを発表した。

1. 國際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1979年10月1日、ユーゴスラビアのベオグラードにて、デニス・ヒーリー前英國大蔵大臣を引継ぎ、委員会により選出されたフィリッポ・マリア・パンドルフィイタリア大蔵大臣を議長として、第13回会合を開催した。本会合には、ジャック・ドラロジェールIMF専務理事が参加した。委員会の討議の間、以下のオブザーバーが出席した。ジェミニ・コレアUNCTAD事務総長、ルネ・ラールBIS総支配人、エミール・ヴァン・レネットOECD事務総長、フリツ・ロイトヴィラースイス国民銀行総裁、オリバー・ロングGATT事務局長、ロバート・S・マクナマラIBRD(世銀)総裁、ルネ・G・オルティOPEC事務総長、トマソ・バドア・シオッパEC委員会経済金融問題担当総局長、ジーン・リペール国連国際経済社会問題担当事務局次長、セザール・E・A・ヴィラタ開発委員会議長。

2. 委員会は世界経済見通しおよび現在の状況下での適切な政策につき討議した。

委員会は、先進工業国の経済成長が鈍化の時期にあることが、最近数か月の出来事に示されている点に留意した。米国において景気後退の兆しが強まっており、また、その他の先進工業国についても景気拡大に若干鈍化の徵候が見られている。しかしながら、これらの国々においては、プラスの成長が維持されているため、世界的な景気後退は、ある程度のものでおさまるものと予想される。

委員会は、先進工業国全体にインフレーションの昂進が見られることに重大な関心をもって注目した。このような経済的・金融的安定への重大な脅威にかんがみ、委員会は経済政策の主要な課題が、インフレ圧力を抑制し、インフレ期待を軽減させる点にあることを強調した。石油やその他一次產品価格の最近の上昇が、インフレ期待を一層強め、結局賃金・物価の基調的な上昇率に組込まれてしまうのを防止することが、緊急な課題の一つである。それ故、委員会は、先進工業国経済政策におい

て、インフレ抑制に優先度が置かれていることに満足の意を表すると共に、多くの国々においてインフレを抑えることが、力強い経済成長を取り戻すための不可欠の条件であるとの見解を再度表明した。

対外経済面については、委員会は、幾つかのグループ相互間およびグループ内で、経常収支バランスに非常に大きなシフトが生じていることに留意した。主要石油輸出国の経常黒字が拡大する一方、石油輸入国全体の経常収支が、これに相応する悪化を示すであろうことが明らかである。

1979年の経常収支の悪化のうちの大部分は先進工業国によるものと見込まれるもの、ここ2~3年の重大な問題であった主要先進工業国間の経常収支不均衡は、現在、目に見えて解消されつつある。この国際収支不均衡パターンの改善は、主として、主要国の内需動向がかかる不均衡を解消する方向に変化したこと、およびこれまでの為替レート変化の効果によるものであり、委員会は、この点を、国際調整過程がより良く機能していることの重要な証拠として認めた。これに関連し、委員会は、為替相場における介入政策の協調がより強化されたことを歓迎した。

委員会は、非産油開発途上国経常収支赤字の合計が、1978年の320億ドルから1979年には450億ドルに、また1980年には500億ドルをかなり上回る金額に達すると見込まれることに留意しつつ、こうした動向から、これらの諸国における海外からの資金調達が一層困難をきたすこととなるであろうとの懸念を表明した。特に憂慮される点は、債務支払金額がさらに増加すると予想されることであり、すでにいくつかの開発途上国において、債務そのものの増加速度を上回ってこれが増加している。

また、委員会は、非産油開発途上国の対外ポジションの悪化が国内経済の不振を背景として生じているという事実にも関心を持った。開発途上諸国における経済成長は、全般としてある程度のレベルに維持されていたとは言うものの、人口増加および開発の必要性に比較すれば緩やかなものにとどまっている。さらに多くの開発途上国において、すでに重大な問題となっていたインフレ問題が、1979年になってその度合を強めてきている。

非産油開発途上国状況は、多くの場合、国内金融政策の改善を必要としていることに委員会は注目した。また、海外からの資本流入の一層の増大が必要であることが強調された。委員会の見解によれば、先進工業諸国は、自国の経済政策策定に当り、開発途上国経済の必要性に対して特別の配慮を行うことがとりわけ重要である。これに関しては、保護主義的諸措置の縮減、すなわ

ち、国内市場を開発途上国からの工業製品および一次産品の輸出に開放すること、途上国への資本流出について、資本市場を開放すること、ならびに近年停滞がちな公的開発援助に新しいはずみを与えることなどを含む、幅広い政策措置が適切であると認められた。

3. 委員会は、IMFが協定第4条に基づく監視(サベイランス)権限を調整過程強化の手段として積極的に行使する必要性があるとの見解を繰り返し表明した。

4. 委員会は、前回の会合以降、加盟国に対する国際収支援助供与にかかるIMFの能力の増強について多くの進展がみられたことに満足の意を表明した。委員会は、高次クレジット・トランシュの下でのIMF一般資金の利用の際に適用される新しいガイドラインおよび借入限度額の引上げを含むIMFの輸出変動補償融資制度の改善を理事会が採択したことを歓迎した。

また、委員会は、補完的融資制度が本年2月から使用可能となって以降、通常のクレジット・トランシュの下で使用しうる以上に大規模かつ長期間にわたる資金を供給するための追加的財源をIMFが、困難な調整問題を抱えている国のために使用し始めたことにも満足の意を表明した。この関連で委員会は、開発委員会と同様、IMF理事会に対し補完的融資制度の利用にかかる加盟国の金利負担を軽減するための方法を開発することに注意を払うよう要請した。

また、委員会は、拡大信用供与措置の返済期間の最高限度を8年から10年に延長することについてIMF理事会がさらに検討することを求める開発委員会の要請にも同意した。

委員会は、これらの政策につき、引き続き検討を行うことが適当であることについて合意した。

5. 委員会は、加盟国が今後の非常に困難な状況に対処していく上で、広範で多角的な援助努力が明らかに必要であることを認めた。この点に関し、24か国グループが提案し、77か国グループが支持した当面の行動計画には考慮が払われるであろう。

6. 委員会は、IMF第7次増資にかかる総務会決議において承認された増資の実施が遅れていることに留意した。増資の早期実施の重要性にかんがみ、委員会はいまだ本増資に対する同意を与えるために必要な措置をとつてない加盟国、とりわけ割当額の大きい諸国に対し、かかる措置ができるだけ速やかにとるよう促した。

7. 委員会は、1979年3月7日の委員会コミュニケ第6項に従って提出された代替勘定問題に関する理事会報告を検討した。IMFが運営するこの代替勘定は、IMF加盟国およびその他の公的保有機関から米ドルの預託を

受け、これに相応する金額のSDR建債権と引換えるものである。委員会は、理事会報告に照らして、かかる代替勘定が適正に策定されるならば、国際通貨制度の改善に貢献し、かつSDRを主要な準備資産とすることを一步すすめることになりうるとの結論に達した。

代替勘定が任意かつ大規模なベースで広汎な参加を受けるためには、とりわけ、先進国、開発途上国を問わず、預託者のニーズに応えるものでなければならず、そのコストと便益はすべての当事者間で、公正に分配されなければならない。また、代替勘定はSDR建債権の流動性、金利および価値維持について満足のいく規定を備えたものでなければならない。

委員会は、これまでになされた進展に留意しつつ、また多くの問題が未解決であることにもかんがみ、IMF理事会が上記の諸点に沿い、かつ委員会のメンバー諸国が表明した見解に照らしつつ、代替勘定構想の策定につき引き続き優先的な検討を加え、次回暫定委員会にその検討経過を報告するよう要請した。

8. 委員会は、次回会合を1980年4月25日、ドイツのハンブルグで開催することにつき合意した。

9. 委員会は、ユーゴスラビア政府の歓待および本会合に備えての卓越した準備作業に対し深い謝意を表明した。

◆ G-10会議、一般借入取決め(GAB)の延長を合意

主要10か国の蔵相および中央銀行総裁(G-10)は、10月1日ユーゴスラビアのベオグラードで会議を開催、その席上一般借入取決め(GAB<49年11月号「要録」参照>)を1980年10月24日から5年間延長することで合意した。

◆ IEA、石油需給見通しを改定

IEA(国際エネルギー機関)事務局は9月26日、パリで開催された主要先進7か国エネルギー担当相会議の席上、5月のIEA閣僚理事会において発表した石油需給見通し(6月号「要録」参照)の改定を発表した。

今回発表された改定見通しによれば、消費国の節約努力、サウジアラビアの増産等が寄与して需給地合いは前回見通し時に比べ改善しており、今冬は一応問題なく乗切ることができようとの楽観的な見方が示されている。また85年についても、低成長が見込まれる中でエネルギーの有効利用、代替エネルギーの開発、利用の促進等が図られるならば、石油不足量は日量約100万バレル程度にとどめることも可能としている。

今回改定された自由世界の本年および85年の石油需給

見通しは下表のとおりである。

	(単位・百万バーレル/日)		
	1978年	1979年	1985年
<需要>			
I E A 諸国	38.4	38.3	41.9
その他の諸国	13.0	13.6	17.7
小計	51.4	51.9	59.6
<供給>			
I E A 諸国	14.1	14.7	16.0
O P E C 諸国	30.1	30.8	33.2
その他の諸国	6.5	6.9	9.4
小計	50.7	52.4	58.6
<需給差>	△ 0.7	0.5	△ 1.0
備蓄取崩、積増(△)	0.7	△ 0.5	
総不足量	0	0	

米州諸国

◇米国、公定歩合の引上げ等を発表

1. 連邦準備制度理事会は10月6日、公定歩合の引上げ等概要以下のような一連の金融引締め強化措置を発表した。

(1) 公定歩合の引上げ

連邦準備制度理事会は、ニューヨーク、フィラデルフィア、クリーブランド、リッチモンド、ミネアポリス、サンフランシスコ、セントルイスの7地区連銀が公定歩合を11.0%から12.0%に引上げ、10月8日から実施することを承認(なお、アトランタ連銀等4連銀は翌9日、ボストン連銀は10日にそれぞれ同率引上げ実施)。

今次引上げは7月以来4ヶ月連続の措置で、この結果公定歩合の水準は既往最高をさらに更新した。

(2) 増加額準備率の設定

レギュレーションDの一部を改正し概要以下の増加額準備率(marginal reserve requirement)を導入する。

イ. 増加額準備率……8%

ロ. 対象金融機関……連邦準備制度加盟銀行、エッジ・アクト法人(国際金融業務を営む米銀子会社)、および在米外国銀行支店・エージェンシー(ただしその親銀行の全世界における総資産が10億ドルを超えるもの)

ハ. 対象債務……次のいわゆる managed liabilities の合計額

- ① 期間1年未満の大口(1口10万ドル以上)定期預金(注)
 - ② 準備預金制度適用対象外の金融機関および政府機関からの期間1年未満のフェデラル・ファンド取入れ
 - ③ 米国債および政府機関債を対象とする期間1年未満の買戻し条件付債券売却(ただし取引相手が非加盟金融機関等)
 - ④ 海外支店からのユーロダラー借入、海外支店の米国居住者向け融資等
- (注) 外銀エージェンシーについては期間30日以上1年未満、10万ドル以上のcredit balanceが対象となる。

ニ. 準備積立方法

- (イ) 増加額計算のための基準額……各対象金融機関につき、①9月26日におわる前2週間の“managed liabilities”の合計額の平残、もしくは②1億ドルのいずれか大きい方
- (ロ) 増加額の計算開始……10月11日に始まる週
- (ハ) 積立開始……10月25日、ただし外銀支店・エージェンシーは11月8日

(3) 公開市場操作方法の変更

日々の公開市場操作においては、今後銀行準備の供給(管理)により重点を置き、フェデラル・ファンド・レートの短期的な変動防止については従来ほどには重視しない。

2. 今回の措置に関し連邦準備制度理事会は概要次のような趣旨説明を行っている。

「インフレーションの高進テンポは依然極めて早い。これは部分的にはエネルギー価格の上昇を反映したものであり、こうしたエネルギー価格からの圧力はいずれ軽減するものと思われるが、マネーサプライと銀行信用の伸びを適切な水準に抑えることはインフレの勢いおよびインフレ期待感の減殺のために不可欠である。かかる抑制措置は、物価の先行きに対する新たな不安感(uncertainty)の除去および諸市場でみられるゆがみの是正に資するものと思われる。また金融、外国為替、商品市場における価格形成に安定した基盤を与えることになるう。

連邦準備制度理事会は、ハンフリー・ホーキンズ法に基づきマネーサプライ・コントロールのターゲットを設定しているが、現在のターゲットはおおむね適正なものと認められる。一方、最近におけるマネーサプライと銀行信用の伸びはこうしたターゲットに照して適正なものとは言い難い。最近連邦準備制度理事会がとってきた措置は、こうしたマネーサプライ、銀行貸出の伸びをターゲ

ットの範囲内におさめることをねらったものであるが、今回の措置はさらにこれを確たるものとすることを意図したものである。また連邦準備制度理事会は、金融機関に対し、金、商品、外為市場において投機的活動を助長するような貸出を避けるように特に要請する(注)。」

(注) ポルカー連邦準備制度理事会議長は本措置導入後、加盟銀行等に対し要請等を通じて①投機助長的融資の自粛、②消費者・中小企業等への適切な配慮を懇意するとともに、③貸出金利についてはフェデラル・ファンド等の短期的変動にとらわれることなく基本的な資金の需給を十分考慮して決定すべきこと、を再三にわたり要請している。

◇米国連邦住宅貸付銀行理事会、流動性準備率を引下げ

連邦住宅貸付銀行理事会は10月25日、傘下の貯蓄金融機関に対する流動性準備率(liquidity requirement)(注)を、総合流動性準備率について6.0%から5.5%へ、短期流動性準備率については2.0%から1.5%へ引下げ、それぞれ11月1日から実施する旨発表した。

(注) 流動性準備率とは、連邦住宅貸付銀行制度加盟の金融機関に対し、その預金・資本金勘定の一定比率を現金または政府債券の形で保有することを義務づけるもの。

本措置は、連邦準備制度の相次ぐ金融引締め強化措置により各種市場金利が軒並み記録的な高水準に達していることや、本年3月に貯蓄金融機関の発行するT B レート連動6ヶ月もの定期預金証書(MMC)に対し金利制限措置がとられた(4月号「要録」参照)ことなどから、このところ貯蓄金融機関への資金流入額の伸び悩みが目立ち始めており(ちなみに9月には、貯蓄貸付組合の預金は純減)(注)、これによって今後住宅金融への円滑な資金供給が阻害されるおそれが出てきたことにかんがみとられたもの。なお、本措置実施に伴う資金解放額は約24億ドルとみられている。

(注) 連邦預金保険制度加盟の貯蓄貸付組合の預金増加額は、本年1~3月大幅増加(月平均34億ドル)の後、4~6月、7~9月は小幅増加(同、各5億ドル、7億ドル)にとどまっており、特に9月には2億ドルの純減(前年同月16億ドルの増加)をみるに至っている。

◇米国、定例金壳却を停止

米国財務省は10月16日、78年5月以降毎月実施していた定例の政府保有金壳却(注)を停止する旨発表した。今後は金壳却の実施日および壳却量についてはあらかじめ特定せず隨時行うこととされている(詳細は実施数日前に公表)。

今回の措置について財務省筋では、金投機を抑制し、ひいてはドル相場の安定とインフレの抑制を図ることをねらったものとコメント。

(注) 78年5月以降の壳却量は次のとおり(53年5月号、9月号、11

月号、54年5月号、「要録」参照)。

78年5月~10月	300千オント/月
78年11月	750千オント/月
78年12月~79年4月	1,500千オント/月
79年5月~10月	750千オント/月

◇米国、ガソリン配給法成立

カーター大統領は11月5日、深刻なガソリン不足が生じた場合にガソリン配給制を実施するスタンダード・バイ・オーダーを大統領に付与する法案に署名した。同法の骨子は次のとおり。

1. ガソリン配給制実施計画の承認手続

- ① 大統領は、ガソリン配給制を実施しようとする場合、同実施計画案を議会に提出、議会が両院合同決議で否認しない限り30日後に発効する。
- ② 同計画案が両院合同決議で否認された場合、大統領は同決議を拒否し配給制実施計画案を再提出しろ。
- ③ 議会は、再提出された配給制実施計画案を両院の三分の二以上の多数決で否認しろ。

2. ガソリン配給制の発動要件等

- ① 配給制の発動は、ガソリン、ジーゼル燃料、灯油のいずれかが30日以上にわたり20%以上不足した(注)場合等に限られる。ただし議会は大統領の配給制発動決定に対し、30日以内に拒否権行使しろ。
 - ② 大統領は、ガソリン不足が20%未満であっても、それが国益を脅かすと判断した場合は、議会にガソリン配給制の発動を要請しろ(ただし、30日以内に両院の承認を得ることが必要)。
 - ③ ガソリン等の配給量の削減率は各州一律とする。
 - ④ 農業、エネルギー産業、医療・保安機関、電信・電話サービス等には優先的に割当を行う。
- (注) ただし、「不足」の認定に当っては予想需要量を使用することも可。

3. 各州におけるガソリン節約目標の設定

- ① 大統領は、ガソリン不足が20%未満ではあるが深刻な状況にあると判断した場合は、州ごとにエネルギー源ごとに月ベースでガソリン節約目標を設定しろ(同時に全国ベースの節約目標も設定可能)。
- ② 各州政府は、節約目標設定後、45日以内に目標達成のための節約策を決定、エネルギー省の承認を得なければならぬ。
- ③ 連邦政府は、州政府がエネルギー省の承認を得られるような節約策の作成を拒否した場合、あるいは節約策実施後90日を経過しても目標を達成しえず、

かつ8%以上の石油不足が60日以上続いているかもしくは続くと予想される場合は、連邦政府独自の節約策を当該州に賦課しうる。ただし、当該州政府は、連邦政府の節約策の一部あるいはすべてを独自の節約策で代替する機会を与えられる。

◇米国、1979年輸出管理法成立

カーター大統領は9月29日、敵対国に対する輸出制限権限を大統領に付与した「1979年輸出管理法(The Export Administration Act of 1979)」に署名した。同法はこの9月末に期限切れとなる1969年輸出管理法の規定を一部改正したうえ延長を図ったもので、有効期限は83年9月末までとなっている。議会審議の過程では、国家安全保障上敵対国への輸出規制を一層強化すべきか、それとも輸出拡大のため政策的な規制を緩和すべきかが議論されたが、結局旧法と大差ない内容で成立。主な改正点は次のとおり。

(1) 輸出許可手続きの迅速化、簡素化

商務省は、輸出業者からの許可申請に対し、原則として6か月以内に決定を下さなければならない(従来制限なし)。また、同一品目の輸出については、手続きの重複を避けるため包括許可書(qualified general license)による許認可形態を導入。

(2) 輸出業者のモニター請求権新設

輸出業者は輸出規制品目が、他の第3国から供給され、結果的に米国の輸出規制がしり抜けとなる可能性がないかどうか政府に調査を依頼することができる(従来規定なし)。

なお、アラスカ原油の輸出禁止条項(1977年に導入された新条項)は、輸入原油の依存度を減少させるために必要であるとして延長が決定され、この結果、アラスカ原油を日本に輸出し、代りにメキシコ原油を輸入するという対日原油輸出のスワップ構想は一応棚上げとなった。

◇米国カーター大統領、貿易行政改革案を議会に提出

カーター大統領は9月25日、「米国産業の輸出競争力を強化し、公平な国際貿易慣行を保証する政府機能の強化」を目的として、貿易行政機構の再編成案を議会に提出した。本措置はこれまで商務省・財務省等に分割されていた貿易行政に関する権限を「合衆国通商代表部」(The Office of the United States Trade Representative、従来の通商交渉特別代表部を改称)および商務省に集中するもので、多角的通商交渉(Multilateral Trade Negotiation、いわゆる東京ラウンド)で合意をみた事項

を実施するに当っての行政機構の再編を目指した79年通商協定法(Trade Agreements Act of 1979)第1109条と77年行政機構再編法(Reorganization Act of 1977)に基づき、大統領自身が議会に提出したもの。提出後60日以内に上・下両院がこれを否認しなければ自動的に発効する。本措置の主な内容は以下のとおり。

(1) 合衆国通商代表部の権限強化

合衆国通商代表部は通商政策委員会(Trade Policy Committee)の助言のもとに下記の貿易および直接投資に関する政策の立案・調整を担当する。また大統領に対し、他の政策が貿易に及ぼす効果について助言するほか、貿易問題に関する大統領の広報機能を果す。

- (i) 輸入被害に対して発動されたアンチ・ダンピング税や相殺関税等の救済策の適用状況を監視し、必要に応じて立法措置を勧告する(財務省より移管)。
- (ii) 東西貿易に関し、貿易交渉および貿易政策の調整を担当する(商務省より移管)。
- (iii) 海外からの対内直接投資、米国企業の対外投資、多国籍企業の活動、および国際投資に関する多国間取決め等に関する問題であっても、それが貿易に関する範囲内のことであればこれを主管する。
- (iv) 國際商品取引に関する協定交渉および政策調整を担当する(商務省より移管)。
- (v) 國際的なエネルギー問題については、引継ぎエネルギー省と商務省に責任が分担されるが、エネルギー貿易問題については通商代表部が担当する。
- (vi) 政府の輸出促進努力を強力かつ統一的なものとするため、輸出促進政策の監視に責任を負う。

このほか、GATTにおいては米国政府を代表し、また、OECD、UNCTADの場で取り上げられる貿易および商品取引交渉についてもこれを主管する。

(2) 商務省の権限強化

商務省は、農産物以外の貿易問題を主管する。

- (i) 東京ラウンドの取決めが発効する80年1月1日以後、新設の貿易管理担当次官補(Assistant Secretary for Trade Administration)の下で相殺関税、アンチ・ダンピング税賦課に関する業務を担当する(財務省より移管)。
- (ii) 海外駐在の商務官(commercial representation)を輸出促進担当次官補(Assistant Secretary for Export Development)に統轄させ、国内、国外における輸出促進のための機構を一本化(商務省より移管)。
- (iii) 多角的通商交渉での取決め実施については通商政策、計画担当次官補(Assistant Secretary for Trade

Policy and Program)が日常的業務を主管する。

◇米国政府、大手鉄鋼メーカー2社に対し相次いで融資保証を供与

米国商務省等は、このほど大手鉄鋼メーカー、WHEELING-Pittsburgh Steel社(国内第8位)およびJones & Laughlin Steel社(同7位)の設備近代化・公害防止投資資金調達に際し、それぞれ1.5億ドル、1.0億ドルの政府保証(保証率90%)を供与することを承認した旨発表(発表日はそれぞれ8月28日、9月28日)した。本措置は、去る77年12月、政府の鉄鋼問題特別合同委員会が提案した「包括的な鉄鋼業救済計画」(53年2月「要録」参照)に基づき、米国鉄鋼業の国際競争力強化をねらいとして78年5月に導入された鉄鋼融資保証制度の一環であり、すでにこれまでに中小鉄鋼メーカー3社に対して総額1.4億ドルの融資保証を供与済み。

◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は10月9日、24日の2度にわたり、公定歩合の引上げ(12.25%→13%<9日実施>→14%<25日実施>)を発表した。この結果、カナダの公定歩合は本年初来5回、78年3月以来では11回引上げられたこととなった(通算引上げ幅6.5%ポイント)。

今回措置の発表に際し同行ブイ総裁は、「公定歩合の引上げは国内で強まっているインフレ圧力を引き続き抑制するために必要であるし」(10月9日)、また、「米国の短期金利は明らかにカナダの国内金利を上回っており、現在のようなカナダと米国の金利関係が統一すれば、カナダ・ドル相場にさらに強い下落圧力がかかるることは避けられない。カナダ経済がかかる方面からのインフレ圧力に弱いという状況にあっては、公定歩合の引上げ以外に責任を果たせる対応策はあり得ない」(10月24日)とコメントしている。

歐州諸国

◇EC、域内経済見通しを発表

1. EC委員会は10月18日、年次経済報告(Annual Economic Report 1979/80)を発表し、79~80年の域内経済見通しおよび加盟各国への政策提言等を明らかにした。

その要旨は以下のとおり。

EC域内経済の現状についてみると、石油価格の上昇等にもかかわらず域内の景気は回復傾向をたどっており、EMS内部の為替相場関係も安定裏に推移、また經

常収支じりも比較的良好な状態にあるものの、インフレの加速と域内諸国間のインフレ格差の拡大は懸念すべき問題となっている(下表参照)。

このため各国は、インフレ抑制を最重要課題として、次のような方針で経済政策運営を行う必要がある。

- ① 所得上昇率を抑制することにより、エネルギー・コストの上昇の国内物価への波及を喰い止めること。同時に厳格な金融政策運営を行い、また財政政策においても、極力財政赤字の圧縮に努めること。
- ② インフレに関し改善がみとめられた場合には、政策転換を行い、設備投資および個人消費支持策を実施すること。
- ③ あらゆる分野においてエネルギー政策を強化すること。

なお、上記①の具体的な政策内容としては、次のようなものとすること。

- イ. 80年のマネーサプライ増加率は、名目GDP成長率を若干下回るものとすること。

EC経済見通し

	1980年	1979年改定 (79/10)	同当初 (78/10)
実質GDP成長率	% + 2.0	% + 3.1	% + 3.5
CPI上昇率	+ 9.0	+ 8.9	+ 7.0
失業率	6.2	5.6	5.6
マネーサプライ(M_2 ないし M_3)増加率	10.5	10.9	n. a.
財政赤字対GDP比率	3.9	4.0	〃
経常収支じり	52.5億EURO の赤字	33億EURO の赤字	85億EURO の黒字

ロ. 80年については、財政赤字の対GDP比率を引下げること。

ハ. 実質所得の増加はおむねゼロとすること。

ニ. 雇用対策については、サービス部門において雇用拡大を図る一方、労働時間の短縮については、長期的な観点に立って慎重に進めてゆくこと。

また、各国別の主要政策提言は以下のとおり。

西ドイツ……景気は拡大テンポが鈍化するものの、80年中も上昇トレンドを維持するものとみられる。輸出の先行きに不安はあるが、81年初に考えられている個人所得税減税の繰上げ実施によりこれをカバーしえよう。マネーサプライ抑制策を続けることが、インフレ抑制上不可欠である。

フランス……財政面では、これまで社会保険料の受益者負担拡大等により財政負担の軽減を図るかたわら、設備投資助成、低所得者層の所得補償等を行うという政策運営が行われている。こうした政策運営方針は80年も継続されるべきであるが、インフレ抑制のため、財政赤字額を79年度(名目GDP比1.7%)以上に拡大しないようにすべきである。一方金利引上げは、為替相場維持のためには必要であるが、設備投資の回復を妨げる要因となるものがあるので、79年8月末に発表された設備投資促進策を強化する等の必要があろう。

英國……79年の景気は予想外の拡大を示した。しかし内需拡大に伴う輸入増から経常収支は北海油田の寄与にもかかわらずかなりの赤字を計上しており、インフレ率も高まっている。これに対し政府は、政府支出の抑制、金融引締政策等を実施しているが、とりわけPSBRについては80/81会計年度においても79/80会計年度の規模(名目GDP比4.5%)を超えないようすべきである。

イタリア……79年は景気の拡大にもかかわらず対外バランスは黒字を維持している。しかしながらインフレの高進が大きな懸念材料となっている。経済活動を維持しつつインフレを抑制するため、財政支出の抑制、過剰流動性の漸進的吸収、賃上げの抑制等が図られねばならない。

オランダ……経済活動は現在かなりの力強さを示しているが、80年には輸出の伸びの鈍化から、若干の成長率低下を余儀なくされよう。しかし、インフレの加速を避けるためには、財政赤字の抑制およびエネルギー価格の上昇を名目賃金の上昇に跳ね返らせないことが不可欠である。

なお、デンマーク、ベルギー、ルクセンブルク、アイルランド等に対しても、おおむね上記諸国同様、財政赤字幅の縮小と賃上げの抑制を提言している。

◆EC、第2次ロメ協定締結

1. EC委員会は10月31日、トーゴの首都ロメにおいてACP(アフリカ、カリブ海、太平洋地域)諸国57か国との間で、「相互貿易援助協力協定(通称第2次ロメ協定)」を締結した。

第2次ロメ協定は、ECが1975年2月28日、ロメにおいてACP諸国(当初46か国)との間で締結した、発展途上国に対する援助強化、一次産品の輸出安定、技術協力実現のための協定(ロメ協定、有効期間5年間、80年2月末期限切れ)を改正したものである。

新協定における主要改正点は以下のとおりである。

- イ. 有効期間……1980年3月1日以降5年間
- ロ. 資金援助総額……7,457百万ドル(現行協定期間<1975年3月以降5年間>は4,329百万ドル)、うち無償供与額3,894百万ドル(同2,682百万ドル)。
- ハ. 輸出安定化基金(STABEX)(注)の拡充……補償金増額(現行477百万ドル→731百万ドル)、対象品目の拡大(現行34品目→44品目)、所得補償制度発動条件の緩和(価格変動幅を7.5→6.5%に縮小)等。

(注) 輸出安定化基金(Stabilization of export earnings 略称STABEX)とは、一定の資源、農産物輸出に大きく依存している発展途上国を、価格および生産水準の変動から保護することを目的とするもので、対象品目の輸出受取高が一定割合以上減少した場合、基金から当該国に所得補償金が交付され、原則として当該国は、その後輸出受取額の増加をみた場合にこれを返済する(ただし最貧国については無償供与扱いとされる)というもの。

2. 第2次ロメ協定締結に際しては、ACP側が資金援助額の大幅増額、輸出安定化基金制度適用対象品目の拡大等を強く要求する一方、EC側は援助供与の条件に人権条項を織みないと主張し(結局実現せず)、本年6月末の新協定大筋合意のあとも調印直前まで交渉が難航したとされている。

◆西ドイツ、80年度予算および中期財政計画を閣議決定

西ドイツ政府は、去る5月の特別閣議において、80年度(1~12月)予算編成の基本方針を決定し、そのなかで80年度以降歳出規模の伸びを抑制し、財政赤字の縮小を図るとの意向を表明していたが、7月5日、80年度予算および中期財政計画(注1)(1979~1983年度)を閣議決定した。

(注1) 中期財政計画は、1967年6月に成立した「経済安定・成長促進法」(Gesetz für Förderung der Stabilität und des Wachstums der Wirtschaft)第9条により、連邦政府がその予算案とともに毎年策定することを義務付けられている。

1. 80年度予算案の概要(第1表参照)

- (1) 岁入は、付加価値税率引上げ(79年7月1日実施、12→13%<軽減税率6→6.5%>)、これによる増収額見通し79年度16億マルク→80年度46億マルク)のほか、経済成長の持続に伴う税収増から、1,866億マルク、前年度実績見込み比+8.4%と前年度の伸び(+5.5%)をかなり上回る見通し。
- (2) 一方、歳出は2,153億マルク、前年度実績見込み比

(第1表)

西ドイツの1980年度予算

(単位・億マルク、△印は赤字)

		1979年度 (実績) (見込み)	1980年度 (予算)	前年度 比伸び 率・%
歳 出	社会福祉	721	759	+ 5.3
	うち 社会保障	343	363	+ 5.8
	児童手当	172	173	+ 0.6
	国 防	367	377	+ 4.4
	交 通・運 輸	264	263	- 0.4
	経 濟 協 力	456	513	+ 12.5
	研 究・技 術	56	62	+ 11.2
その他とも計		2,039	2,153	+ 5.6
歳 入		1,722	1,866	+ 8.4
収 支 じ り	△ 317	△ 287		
造 壁 収 入	5	5		
ネット収支じり	△ 312	△ 282		

+5.6%と前年度(同+7.6%)を幾分下回る伸びが見込まれている。

歳出の項目別内訳をみると、経済協力関係支出を増やす(前年度比+12.5%)ほか、石炭ガス化技術の開発・促進等を主体とした研究・技術開発費にも厚めに予算を配分(同+11.2%)しているものの、支出ウェイトの大きい社会保障費の伸びを抑制(79年度の前年度比+8.1%→80年度同+5.8%)、前年度は景気刺激対策(53年12月号「要録」参照)の一環として大幅増額をみた児童手当も前年度並みにとどめられる(79年度172億マルク<前年度比+14.6%>→80年度173億マルク<同+0.6%>)など、総じて緊縮的なものとなっている。

なお、エネルギー節約プログラム(10月号「要録」参照)については、本予算のなかで優先的に支出を認めることとするが、特別の財源手当は行わないとされている。

(3) この結果、80年度の収支じり赤字は、282億マルクと前年度の赤字見込み312億マルクを下回る見通し。

2. 今回策定された中期財政計画においては、歳出入両面から見直しが行われ、80年度以降漸次財政赤字が削減されているが、その概要は以下のとおり(第2表参照)。

(1) 岁入面では、前記付加価値税率引上げに加え経済成長の持続(注2)もあって、税収の堅調な増加が見込まれることから、80年度以降の各年度とも歳出を上回る伸び率を期待。

(第2表)

西ドイツの中期財政計画(1979~1983年度)

(単位・億マルク、△印は赤字)

	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
歳 出 (前年度比・%)	2,039 (+ 7.6)	2,153 (+ 5.6)	2,260 (+ 5.0)	2,370 (+ 4.9)	2,490 (+ 5.1)
うち 公共投資 支 出 (前年度比・%)	337 (+ 20.4)	338 (+ 0.3)	344 (+ 1.8)	347 (+ 0.9)	351 (+ 1.2)
歳 入 (前年度比・%)	1,722 (+ 5.5)	1,866 (+ 8.4)	1,983 (+ 6.2)	2,135 (+ 7.7)	2,273 (+ 6.5)
うち 税 収 (前年度比・%)	1,617 (+ 4.9)	1,752 (+ 8.3)	1,882 (+ 7.4)	2,031 (+ 7.9)	2,167 (+ 6.7)
収 支 じ り	△ 317	△ 287	△ 277	△ 235	△ 217
造 壁 収 支	5	5	5	5	5
ネット収支じり	△ 312	△ 282	△ 272	△ 230	△ 212

(注2) 本中期財政計画のなかで、政府は78~83年の年平均実質成長率見通しを約4%としている。

(2) 一方、歳出面では、人件費等消費的支出を引き続き削減するほか、投資的支出の伸びも80年度以降抑制することにより、特に80~83年度の歳出全体の伸び率を各年度ともほぼ5%にとどめる。

(3) この結果、収支じり赤字は79年度の312億マルク(見通し)から漸次縮小傾向をたどる見通し。

3. 閣議決定後の記者会見におけるマットヘーファー蔵相のコメントは以下のとおり。

「本予算案は、財政赤字の削減を図るとの基本方針に沿って作成したものであり、今後の自然増収は、財政赤字の削減に充当していくつもりである。インフレーションを招来せず、一方で完全雇用を達成していくためには、どの程度の財政赤字幅が適正であるかが問題であるが、赤字幅はあくまでも景気情勢によって決まってくるものである。現在は、景気が力強い上昇を示しているが、仮に将来景気にかけがりがみえるようなことがあれば、再び財政面からの対策が必要となろう。その意味で、景気がこのまま上昇を続けるかどうか、今年の12月には改めて見直し作業を行うべきであると考えている。」

◆西ドイツ、連邦債の発行を決定

西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会(Der Engere Ausschuß des Bundesanleihe-Konsortiums)は、10月9日、期間10年もの連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行された連邦債の発行条件(9月号「要録」参照)と比べると、最近の債券相

場の軟調(注1)を映し、応募者利回りが若干引上げられている(7.57→7.75%)。

(注1) 長期市場金利は、10月以降金利先高感の強まりによる機関投資家の債券買戻え態度の台頭を映し、シリ高に転じている。

国債、残存期間10年もの、月中平均利回り(単位・%)

79/5月	6月	7月	8月	9月	10月上旬	同中旬
7.80	8.00	7.90	7.64	7.67	7.71	7.84

期間 10年

表面利率 7.75%

発行価格 100%

発行額(注2) 15億マルク

応募者利回り 7.75%

売出し期間 10月15~17日

(注2) ただし、上記発行額中3億マルクについては、ブンデスバンクが当座の間留保し、その後同行を通じて市場の状況をみながら漸次発行される。

金利の実勢にさや寄せし、金利体系の修正(Entzerrung)を図ったものであるが、その決定に当っては、物価面でなお警戒すべき情勢にある一方、対外面では、経常収支が赤字に転じている現状の下、本決定が為替市場に悪影響をもたらす危険は少ないことを考慮した。ただ、ブンデスバンクとしては、これ以上市場金利が上昇することは好ましくなく、現在の水準を維持することが適切と考えており、公定歩合の引上げと同時に再割引わくを拡大し、流動性の供給を図ったのはこうした趣旨に沿ったものである」。

3. 本措置に対する反響をみると、政府では「公定歩合の引上げにより、物価安定のもとで安全雇用を維持するとの目標が脅やかされることなく」(マットヘーファー蔵相)、「同時に決定された再割引わくの拡大が流動性供給の効果を挙げると期待されることからみても、本決定は十分理解され得よう」(グリューネヴァルト報道官)とコメントしている。また、金融・経済界等でも、「本措置は、従来どおり物価安定重視のスタンスを続けることを明らかにしたものであり、当然(konsequent)の措置」(商工会議所)であって、「再割引わくの拡大についても、歓迎すべきもの」(銀行協会)との総じて好意的な受け止め方をしている。もっとも、一部には「本措置が国際的な金利引上げ競争につながり、為替市場の新たな不安材料となる可能性がある」(産業連盟)ほか、「明年初ごろから設備稼働率の著しい低下も予想され、これが雇用の大大幅削減につながることにもなりかねない」(労働者総同盟)との批判もみられる。

◇ブンデスバンク、手形買オペレーションの実施を決定

1. ブンデスバンクは、10月10日、78年3月以来1年7か月ぶりに売戻し条件付手形買オペレーション(期間10日、適用利率は公定歩合<5.0%>およびロンパート・レート<6.0%>を上回る7.75%、即日実施)を実施する旨決定、発表した。

2. 本決定に関し市場筋では、「今次措置は、このところ銀行流動性が著しくひっ迫していることに対処してとられたものであるが、前回の売戻し条件付債券買オペ(8月27日実施、9月号「要録」参照)に比べ、買入れ金利が前回(6.5%)を上回っていることに加え、買入れ額についても、前回(約70億マルク)をかなり下回る20~30億マルクにとどまったものとみられることからみて、これにより、ブンデスバンクがこれまでの厳しい市場調節態度を改めたとは思われない」としている。

◇ブンデスバンク、公定歩合の引上げ等を決定

1. ブンデスバンクは、10月31日の定例中央銀行理事会において、次の措置を決定、発表した。

(1) 公定歩合およびロンパート・レートをそれぞれ1%引上げ(公定歩合5→6%、ロンパート・レート6→7%)、11月1日以降実施する(なお、公定歩合の引上げは、今次引締め期としては本年3、7月に続き3度目のもの)。

(2) 再割引わくを約40億マルク拡大(270→310億マルク)し、11月1日以降実施する。

2. 本措置発表後の記者会見におけるエミンガー同行総裁の発言要旨は以下のとおり。

「本措置は公定歩合およびロンパート・レートを市場

◇フランス、市中銀行短期貸出基準金利を引上げ

パリバ銀行(Banque de Paris et des Pays-Bas)は10月5日、短期貸出基準金利を0.3%ポイント引上げ11.05%とし、週明けの8日から実施する旨発表、その他主要行もこれに追随した(注)。

今回の短期貸出基準金利引上げは本年初来6回目のものであり、累計引上げ幅は2.25%ポイントとなった。

(注) 10月8日実施行……パリバ銀行、クレディ・デュ・ノール
 " 9日 " ……パリ国立銀行、ソシエテ・ジェネラル、フランス商業銀行、インドシナ・スエズ銀行、
 商工業銀行、ロスチャイルド銀行等
 " 11日 " ……アルザス・ロレーヌ工業銀行

◇英国、為替管理を全廃

1. 英国政府は、10月23日、6・7月の部分的な為替管理緩和措置(7、8月号「要録」参照)に続き、現行の為替管理を事実上(注)全廃する旨発表した(24日実施)。今次措置により自由化された主な点は次のとおり。

- (1) 外貨の購入ないし保有に関する規制は国内、国外を問わず全面的にこれを撤廃。
- (2) 対内および対外直接投資の規制撤廃。
- (3) 非居住者に対する英ポンド貸付の自由化。
- (4) 対外証券投資に関する規制撤廃。
- (5) 金塊取引の完全自由化。

(注) 規制が残されるのは経済制裁措置がとられている対ローデシア関係取引等ごくわずか。

2. 本措置につき大蔵省では、「これまで二度にわたり為替管理の緩和を実施してきたが、最近のポンド相場堅調の機をとらえ、実現が延び延びとなっていたEEC協定上の資本取引の自由化義務を実行に移したもの」としており、「特に欧州通貨制度(EMS)への参加との関連はない」と述べている。

◇イタリア、1980年度予算案を発表

1. イタリア政府は9月29日、1980年度(1~12月)予算案(本年度より現金ベースで発表、従来は契約ベース)を閣議決定し、発表した。

(1) 予算案の概要(第1表参照)

歳入は75.6兆リラ、79年度実績見込み比+15.5%(同当初予算比+34.5%)に対し、歳出は124.9兆リラ、同+17.9%(同+30.1%)と歳入を上回る伸び。この結果、総合財政収支じり赤字は49.3兆リラと、79年度実績見込み赤字(40.5兆リラ)<同当初予算赤字39.8兆リ

(第1表)

イタリアの1980年度予算案

(単位・10億リラ)

	1979年度		1980年度		
	当 初 (A) ^(注1)	実 績 見込み (B)	当 初 (C)	(C)/(A)	(C)/(B)
歳 入	56,246	65,500	75,629	+ 34.5%	+ 15.5%
うち 税 収	47,700	49,700	60,115	+ 26.0%	+ 21.0%
歳 出	96,076	105,950	124,948	+ 30.1%	+ 17.9%
収 支 じ り	△ 39,830	△ 40,450	△ 49,319	—	—
広義の公共部門 ^(注2) の借入 れ所要額 <small>(同上)</small> <small>(対GDP比)</small>	36,830	36,000	42,000	—	—
	(15.6%)	(13.6%)	(13.7%)	—	—

(注1) 1978年末時点。

(注2) 広義の公共部門には、中央政府、地方政府、社会保障保険機関、公共企業体(国鉄、道路公団、専売公社、郵便電信公社、電話公社、および森林公団)、公営医療機関、国営電力公社(ENEL)、国家持株企業等が含まれる。

ラ>)からなり拡大。

上記総合財政収支じりに地方公共団体、国営企業等の収支じりを加えた広義の公共部門の借入所要額も42兆リラと、79年度実績見込み(36兆リラ)<同当初見通し36.83兆リラ>)に比べ増大しているが、これを対GDP比率でみると13.7%と、79年度実績見込み(13.6%<同当初見通し15.6%>)並み。

本予算案に盛られた施策の概要は以下のとおり。

1. 島入増加・経常歳出抑制策

- ① セカンド・ハウス等に対する固定資産税の大幅引上げ……これによる増収見込額は5,000億リラ
- ② 附加価値税を中心とする脱税防止対策の強化……同2兆リラ
- ③ 電話・電気・運輸・郵便等公共料金の引上げ^(注1)
- ④ 行政機構の合理化、歳出に適用されているインデクセーションの見直し等^(注1)

2. 景気対策

- ① 公共投資の促進、住宅購入援助……3兆リラ
- ② 企業の社会保険負担を国庫が一部肩代りする措置^(注2)の延長……2兆7,000億リラ
- ③ 輸出信用保険局^(注3)による年間輸出信用供与限度額を現行の5兆リラから5兆5,000億リラに引上げ……5,000億リラ
- ④ 所得税控除額の引上げ^(注4)……5,000億リラ
- ⑤ 家族手当での引上げ等^(注4)

(注1) 本措置①および④による増収ないし歳出削減効果(計2兆リラを予定)は、今次予算案には含まれていない。

(注2) 本措置の内容については、9月号「要録」参照。

(注3) 輸出信用保険局については、7月号「要録」参照。

(注4) 政府は、労使双方に対し、賃金・物価スライド制(スカラ・モビリ)の適用に際してエネルギー価格上昇分を除外するよう提唱しており、これが実現された場合、その補償として本所得税減税および家族手当での引上げを実施する意向。

(2) 本予算案につき、アンドレアッタ予算相は、「インフレとりセッションの狭間で平衡を保つことに意を用いた予算である」と述べておらず、一般でも企業の社会保険負担軽減による労働コストの抑制を通じて物価の安定を図るとともに、減税等により消費需要の喚起を図ったものと受け止められている。

一方、本予算案に対する反響をみると、「現在の経済情勢に適切に対応したもの」(コリエーレ・デラ・セーラ紙)等と一応の評価を示しているものの、「コシガ内閣の脆弱な支持基盤を考慮すると、財政赤字削減策等がどの程度まで実施に移されるかは疑問である」(同)など、財政再建の先行きを懸念する声が強い。

2. 上記予算案と同時に発表された80年経済見通し(第

2表参照)の概要は以下のとおり。

- イ. 実質GDP成長率は、個人消費の落込みを主因に前年比+1.5%と、79年見込み(+4.3%)を大幅に下回る見通し。もっとも、80年度予算案に盛られた施策が奏功すれば、成長率の1%ポイント引上げも可能。
- ロ. 物価は、石油製品価格の上昇や公共料金の引上げ等から当面は騰勢を持続するものの、今後の第一次産品市況の落着きやリラ相場の安定に加え、80年後半以降は景気後退に伴う需要圧力の軽減もあって上昇率は頭打ち(個人消費デフレーター+14.5%<79年見込み+15.3%>)。
- ハ. 経常収支は、石油価格の高騰を映して貿易収支が悪化する(金額ベースで輸入の伸び<+15.3%>は輸出の伸び<+14.3%>を上回る)ものの、観光収入の増勢持続等貿易外収支の好調に支えられて引続き黒字を計上(4兆リラ<79年も同額の黒字の見込み>)。

(第2表)

イタリアの1980年経済見通し

	1979年 (見込み)	1980年
G D P(実質・前年比)	4.3%	1.5%
個人消費(〃)	4.8%	1.5%
政府消費(注1)(〃)	2.7%	2.0%
個定(注2)(資本形成)(〃)	3.4%	1.9%
うち建設(〃)	1.6%	1.5%
設備(〃)	5.8%	2.5%
個人消費(前年比) デフレーター	15.3%	14.5%
経常収支黒字(I M F方式)	4兆リラ	4兆リラ
輸入(実質・前年比)	11.0%	2.0%
輸出(〃)	6.0%	4.0%

(注1) 企業消費を含む。

(注2) 公共事業を含む。

◇イタリア銀行、公定歩合を引上げ

1. イタリア銀行は10月6日、公定歩合を1.5%引上げて12.0%とし、8日から実施する旨決定した。同行の公定歩合変更は、昨年9月4日の引下げ(11.5→10.5%、53年10月号「要録」参照)以来13か月ぶりのものである。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

手形割引歩合

商業手形割引……12.0(10.5)、ただし高率適用(注)

の場合は15.0(13.5)

貸付歩合

通常貸付……………12.0(10.5)

債券担保特別短期貸付……………12.0(10.5)、ただし高率適用(注)の場合
は最高15.0(13.5)

(注) 高率適用の方法については、52年7月号「要録」参照。

2. 今次措置につき、イタリア銀行では、「最近における物価上昇率の高まり、および諸外国の金利上昇傾向をながめ、インフレ圧力の抑制と短資流出の防止をねらいとして決定したものである」と述べている。

一方、今次措置に対する反響をみると、「諸外国の金利が高騰している折柄、実質金利をマイナスのまま長く放置しておくことはできない」(イル・ソーレ紙)として肯定的な向きが多いものの、「80年度予算案(注)に盛込まれた景気対策の効果は今次金利負担増によって相殺され、政府の成長率見通しが下方修正されることは避けられない」(同)と、景気の先行きに与える影響を懸念する声も一部に聞かれる。

(注) 「要録」別項参照。

◇イタリア銀行協会、プライム・レートを引上げ

1. イタリア銀行協会は10月9日、加盟銀行のプライム・レートを1.5%引上げ、15日以降実施する旨決定した。同協会のプライム・レート変更は、昨年9月の1.0%ポイント引下げ(53年10月号「要録」参照)以来13か月ぶりの措置である。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

- (1) 通常貸付(貸付の大宗を占める、当座貸越、証書貸付等の無担保、無保証貸付)……16.5(15.0)
- (2) 優遇貸付(輸出信用、商業手形割引、担保付ないし保証付貸付等)……………16.0(14.5)

2. 今次措置につき、同協会では、「イタリア企業の資金需要は、本年後半以降、インフレ高進に伴う名目的増加に加え、インフレ見越しの原材料在庫積上げ需資、およびイタリア銀行の量的貸出規制策強化(注)を見込んだかけ込み的な資金需要もあって増勢を強めている。今回のプライム・レート引上げは、こうした情勢をながめ、先般の公定歩合引上げ(注)に追随して決定されたものである」と述べている。

(注) 「要録」別項参照。

◇イタリア、市中金融機関に対する量的貸出規制を延長

1. イタリア銀行は10月19日、9月末をもって期限切れ

となった市中金融機関に対する量的貸出規制を明年7月末まで延長する旨決定した。

(注) 1976年10月導入、以後4度にわたり延長されている。本年9月末までの措置については、5月号「要録」参照。

今次措置の概要は以下のとおり(規制対象金融機関は從来どおり)。

(1) 規制対象貸出

規制対象金融機関からの借入残高が1.3億リラ超(從来は1.0億リラ超)(注)の企業等居住者に対するリラ建貸出。なお、地方自治体に対する貸出は從来どおり適用対象外。

(注) 本変更により規制対象から除外される貸出残高は全体の2%(2兆8,000億リラ)、規制対象となる顧客数は全国銀行ベースで從来の30%から25%に減少する。

(2) 規制内容

79年10月1日から80年7月末までの期間、隔月末時点における規制対象貸出残高を79年5月末残高(注)(從来は78年3月末残高)に対し、以下の増加率に抑える。

79年11月末 +11%

80年1月末 +14%

〃 3〃 +15%

〃 5〃 +16%

〃 7〃 +21%

(注) ただし、79年5月末時点における貸出規制わく超過額1.5兆リラについては、当該基準貸出残高から控除する(この結果、実勢貸出増加率は79年11月末で+8%に抑制されることとなる)。

なお、上記規制わくによる79年10月～80年7月までの対象貸出増加率は年率13%と、前回(79年4～9月)の同16%に比し、厳しいものとなっている。

2. 今次措置につき、イタリア銀行では、「春以降、国外金利高を映して貿易信用等が外貨建からリラ建にシフトする動きがみられるほか、年央以降は、インフレ加速を見込した原材料在庫積上げ需資も認められることから、今回の貸出わくは前回に比して若干厳し目に設定した。なお、規制対象範囲の縮小は、零細中小企業育成に加え、規制対象金融機関の事務負担軽減をねらった措置である」と述べている。

◇スイス、総選挙を実施

スイスは10月21日、国民議会(下院、Nationalrat)議員選挙を実施した。この結果、連立与党を構成する自由民主党、キリスト教民主党、スイス国民党(以上中道)および社会民主党(革新)の4党が前回(75年、50年11月号「要録」参照)と同数の169議席(総議席数は200)の確保に成功し、特に自由民主党は4議席を増やし、社会民主党(これまで単独第1党)と並んで連立与党中第1党に進

出した。

党派別議席数は次のとおり。

()内は得票率・%

	前回	今回
社会民主党(SPS)	55(25.1)	51(25.5)
自由民主党(FDP)	47(22.6)	51(25.5)
キリスト教民主党(CVP)	46(20.8)	44(22.0)
スイス国民党(SVP)	21(10.4)	23(11.5)
独立党(LdU)	11(6.2)	8(4.0)
自由民主同盟(LPS)	6(2.3)	8(4.0)
諸派(注)	14(12.6)	15(7.5)
合計	200(100.0)	200(100.0)

(注) 諸派の今回の獲得議席数は以下のとおり。

労働党(PdA)3、プロテスタント国民党(EVP)3、スイス進歩組織(POCH)3、共和派(Rep)1、国民運動派(NA)2、その他3。

◇スイス中央銀行、公定歩合の引上げ等を決定

1. スイス中央銀行は、11月2日の理事会において、次の措置を決定した。

(1) 公定歩合およびロンバート・レートをそれぞれ1%引上げ(公定歩合1→2%、ロンバート・レート2→3%)、11月5日以降実施する(公定歩合の変更は、78年2月以来1年9か月ぶり)。

(2) スイス・フラン建非居住者預金に対するネガティブ・インカストを現行の四半期率10%から同2.5%へ引下げ(年率40%→同10%に相当)、11月1日に遡って実施する。

2. 本決定に関するスイス中央銀行の公式コミュニケは以下のとおり。

「本措置は、最近の国内市場金利および海外金利の上昇傾向にかんがみとられたものであり、同時にスイス中央銀行がインフレ抑制重視の政策運営を図っていくスタンスを明らかにしたものである。」

また、同行は本措置につき補足的に以下のとおり説明している。

「スイス中央銀行は、秋口以降、為替、マネーサプライ両睨みの姿勢に転じ、最近の市場金利の上昇傾向についてはこれを容認してきた。今次措置は、公定歩合等を国内市場金利にさや寄せしたものであるが、決定に当っては、海外特に西ドイツの相次ぐ公定歩合引上げが考慮された。国内および海外金利に対する追随引上げである以上、これがスイス・フラン相場に大きな影響を与える

とは思われないが、スイス中央銀行としては、消費者物価上昇率が前年比 +4.3% (9月)にまで達している(注1)現状下、少なくともこれ以上のフラン安(注2)は回避したいと考えている。なお、ネガティブ・インタレストの軽減も上記趣旨から決定されたものであるが、軽減されたとはいえ、なお年率10%のネガティブ・インタレストが残るわけであり、本措置が市場に大きなインパクトを与えるとは思われない」。

(注1) 消費者物価上昇率の推移(前年比・%)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	+1.1	+2.1	+2.5	+2.6	+2.8	+4.1	+4.3	+4.0	+4.3

(注2) スイス・フラン相場の推移

	スイス・フラン、 1ドル当り	スイス・フラン対ドイ ツ・マルク、クロス・ レート、1マルク当り
78/10月末	1.4775	1.1709
79/3月末	1.6955	1.1019
6月末	1.6600	1.1099
9月末	1.5500	1.1235
10月上旬末	1.6140	1.1070
同 中旬末	1.6430	1.0946
同 下旬末	1.6620	1.0856
11月2日	1.6523	1.0884

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は10月31日、基準割引歩合を0.5%引上げて8.5%とし、11月1日より実施する旨発表した(担保貸付歩合<8.5→9.5%>、約束手形割引歩合<9.0→10.0%>はそれぞれ1%引上げ)。同行の公定歩合変更は7月13日の0.5%引上げに続くものであり、今回引上げにより公定歩合(基準割引歩合)の水準は既往最高(注)となった。

(注) 従来の最高水準は8.0%(1973年12月6日～74年10月27日、1979年7月13日～10月31日)。

2. 本措置に関し、オランダ銀行では、「海外金利の上昇傾向をながめ決定したものであり、基準割引歩合(公定歩合)とその他金利の上げ幅に差をつけたのは、国内事情からは引上げ理由に乏しいことからかんがみ(注)、アナウンスメント効果の大きい公定歩合は0.5%の引上げにとどめる一方、その他金利は海外金利の上昇幅を反映させ1%引上げることとしたため」とコメント。

(注) ちなみに最近の消費者物価は前年同月比では7月+3.8%、8月+3.8%となっている。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引上げ

1. ベルギー中央銀行は10月3日、公定歩合を1%引上げて10%とし、翌4日以降実施する旨決定した。なお、今次公定歩合引上げは、6月14日の引上げ(8→9%、7月号「要録」参照)に続き年初来4回目(引上げ幅計4%)の措置であり、これにより、同行の公定歩合は既往

最高の水準(注1)に達した。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合

Aわく(再割引限度わくの3分の1、いわゆる公定歩合)……10(9)

Bわく(同限度わくの残る3分の2)……12(11)

(2) 債券担保貸付金利

貸付限度わく内の貸付適用金利……12(11)

貸付限度わく外の高率適用金利……13(不変)(注2)

(注1) 従来のピークは、76年8月13日～77年1月5日、77年12月14日～78年1月4日、および79年6月14日～10月3日の9%。

(注2) 当該金利は、6月29日以降、3か月ものインターバンク・レート+1%を目途として中央銀行が適宜変更することとされており(7月号「要録」参照)、6月29日以降9月28日まで12%、9月29日以降13%が適用されていた。

2. 今次公定歩合引上げにつき、ベルギー中央銀行では、「このところ上昇傾向にある短期市場金利との格差を縮小し、市場における金融調節を容易にするためにとられた技術的な措置であるが、これにより、EMS内の基準相場変更後も依然続いているベルギー・フランに対する売圧力が緩和することを期待していることは言うまでもない」と述べている。

◇デンマーク、商業銀行等に対する市中貸出規制わくの増額を決定

デンマーク中央銀行は10月9日、商業銀行等に対する市中貸出規制わくを2%(約23億クローネ)増額し、9月30日に遡及して実施する旨発表した。

今次措置は、国内の資金需要増大に対応して行われたものであり、3月の3%、6月の2%増わく(8月号「要録」参照)に続く、本年3回目のもの。

◇スウェーデン、新内閣成立

スウェーデンでは、9月16日の総選挙(10月号「要録」参照)のあとを受けて、10月11日、議会においてフェルディン中央党党首が新首相に選出され(同氏が首相となるのは76年9月～78年10月に次いで2度目)、翌12日には新内閣が成立した。今次内閣は稳健・中央・自由の3党からなる連立内閣で、閣僚の割り振りは、稳健8名、中央7名、自由5名となっている。

主要閣僚は以下のとおり。

首 相 Thorbjörn Fälldin(中央党・党首)

外相兼対外援助相

Ola Ullsten(自由党・党首)

経 済 相 Gösta Bohman(稳健党・党首)

工 業 相	Nils G. Åsling
通 商 相	Staffan Burenstan Linder
予 算 相	Ingemar Mundebo
法 相	Hakan Winberg
国 防 相	Eric Krömark
社 会 相	Karin Söder

◇ノルウェー、1980年度予算案を発表

1. ノルウェー政府は10月5日、1980年度(1~12月)予算案を議会に提出した。その内容をみると、歳入が724億クローネ、前年度(当初予算)比+17.1%の伸び(前年度同8.4%)となっているのに対し、歳出は915億クローネ、前年度(当初予算)比+17.7%(前年度同+7.9%)と歳入の伸びを上回るため、収支じりは199億クローネの赤字と前年度当初予算の赤字幅(163億クローネ)を上回るかたちとなっている。

ノルウェーの1980年度予算

(単位・億クローネ)

	1979年度		1980年度	
	(当初予算)	前年度当初予算比(%)	前年度当初予算比(%)	
歳 入	618	8.4	724	17.1
歳 出	781	7.9	919	17.7
総合収支じり	△163		△195	

2. 同時に発表された政府経済見通しによれば、80年の実質GDP成長率は4.2%と、79年(3%の見込み)を上回るものと見込まれており、これを実現するためには80年の消費者物価上昇率(年平均、78年+8.1%→79年+4.4%<見込み>)を抑制していくことが必要である旨強調されている。

ノルウェーの政府経済見通し

	1979年 (実績見込み)	1980年 (予測)
実 質 G D P	3 %	4.2%
個 人 消 費	1.5	2.1
公 共 支 出	2.7	6
輸出(数量ベース)	4.3	5.6
輸入(〃)	1.6	1.5
消 費 者 物 価	4.4	79年以下

◇アイスランド、新内閣成立

アイスランドでは、10月12日にJohannesson首相(進歩党党首)が閣内の意見不統一を理由に辞任、内閣が総辞職したため、同月15日、12月上旬に総選挙を実施するまでの間の暫定内閣として、Grondal社会民主党党首を首相とする新内閣が組織された。

主要閣僚は以下のとおり。

首 相 兼 外 相	Benedikt Grondal
蔵 相	Sighvatur Björgvinsson
農・工・エネルギー相	Bragi Sigurjonsson
法 相 兼 文 相	Vilmundur Gylfason

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国銀行、市中貸出金利の公定歩合連動制導入等を発表

韓国銀行は9月6日、市中銀行の貸出金利について従来の最高限度設定方式を撤廃し、金利自由化に向けての第1段階として市中貸出金利の公定歩合連動制を導入するほか、預貸資金利体系の整備、簡素化を図ること等を決定、翌7日から実施した。概要次のとおり。

(注) 市中銀行の預貸資金利について、韓国銀行の金融通貨運営委員会がその最高限度の決定、変更を行い、各銀行が実際に適用する金利は、この最高限度の範囲で大韓金融団(わが国の全国銀行協会に相当、ただし韓国銀行も加盟)が決定するというもの。

(1) 金利連動制の導入

市中貸出金利の最高限度設定方式の撤廃に伴い、市中銀行自身が大韓金融団協定に基づいて、韓国銀行の商業手形再割引金利(いわゆる公定歩合、現行14.5%)に一定のスプレッドを加算した優良企業向け商業手形割引金利をその貸出基準金利として設定し、この金利に別途一定のスプレッドを加減してその他の貸出金利を決定することとする。

上記決定に基づき、金融機関の代表者会議において貸出基準金利は公定歩合に4%(年率)加算することとされたため、貸出基準金利は現行と同じ18.5%となつたほか、その他の貸出金利も現行金利水準が維持されることとなった。

(2) 金利体系の整備、簡素化

預貸資金利体系についても、その整備、簡素化が図られており、貸出金利体系の場合には、積金貸出と積金担保貸出に対して一般貸出金利を適用することなどが決定された。また、預資金利体系についても、預入実績の少ない自由積立預金と家計当座預金の廃止などが決定された(預資金利の決定の際には従来同様最高限度設定方式が適用される)。

新旧預貸金金利体系

(1) 市中貸出金利

(単位、年率・%)

旧金利体系		新金利体系	
商業手形割引		商業手形割引	
優良企業向け	18.5	優良企業向け	貸出基準金利($P = 18.5$) ^(注)
一般企業向け	19.0	一般企業向け	$P + 0.5$
一般貸出※		一般貸出※	
優良企業向け	18.5	優良企業向け	P
一般企業向け	19.5	一般企業向け	$P + 0.5$
積金貸出		設備資金貸出※	
優良企業向け	18.5	3年以内	
一般企業向け	19.0	優良企業向け	P
積金担保貸出	16.0	一般企業向け	$P + 0.5$
設備資金貸出※		3年超8年以内	
3年以内	18.5	優良企業向け	$P + 1.0$
3年超8年以内	19.5	一般企業向け	$P + 1.5$
8年超	20.5	8年超	
設備資金特別貸出※		優良企業向け	$P + 2.0$
優良企業向け		一般企業向け	$P + 2.5$
3年以内	18.5		
3年超	19.5		
一般企業向け			
3年以内	19.0		
3年超	20.0		
当座貸越※		當座貸越※	
優良企業向け	20.5	優良企業向け	$P + 2.0$
一般企業向け	21.0	一般企業向け	$P + 2.5$
家計当座貸越	21.0		
輸出支援金融	9.0	輸出支援金融	$P - 9.5$

ただし、※印の場合地方銀行の貸出金利は上記金利に、釜山、大邱、京畿および慶南銀行は1.5%上乗せ、その他銀行は2%上乗せ。

(注) 貸出基準金利(P)=韓國銀行商業手形再割引金利(優良企業向け)+4.0%

(2) 金融通貨運営委員会の決定する預金最高金利

旧金利体系		新金利体系	
定期預金	18.6	現行と同じ	
特別定期家計預金	20.1	"	
自由積立預金	17.1	廃止	
貯蓄預金	12.6	現行と同じ	
通知預金	10.0	"	
定期積金	18.2	"	
普通預金	1.8	"	
別段預金	原則上無利子	"	
当座預金	無利子	"	
家計当座預金	6.0	廃止	

◆韓国、本年第2四半期のG N Pを発表

韓国銀行は、本年第2四半期(4～6月)の実質G N P(暫定)を発表した。それによれば、第2四半期における韓国の実質G N P伸び率(前年同期比)は+9.9%と、第1四半期(同+13.3%)に比べてかなりの鈍化を示した。

これは、農林水産業部門が農産物の豊作を主因に前年同期比+20.7%と好伸したもの、製造業部門が、輸出の不振(同△4.8%)、個人消費の伸び悩み(同+8.3%)等を背景に、軽工業(同+8.4%)、靴、衣類、皮革製品等を中心として増勢鈍化をみたほか、社会間接資本部門も建設業の落込みから極めて低い伸びにとどまつことによるもの。

この結果、本年上半期の実質G N Pは前年同期比+11.4%となり、前年上半期の伸び(同+16.9%)を大きく下回った。

韓国の国民総生産(実質ベース)

(前年比増減(△)率・%)

		1977年 (改訂)	1978年 (改訂)	1979年		
				第1四半期	第2四半期	上半期
G	総額	10.3	11.6	13.3	9.9	11.4
	農林水産業	2.1	△ 4.0	6.1	20.7	15.7
	鉱工業	14.3	20.0	n.a.	11.3	15.0
	うち製造業 (軽工業)	14.4 (9.5)	20.7 (14.9)	19.7 n.a.	12.5 (8.4)	15.8 (11.0)
	(重化学工業)	(19.5)	(26.4)	n.a.	(16.0)	(20.1)
	社会間接資本	20.6	21.3	n.a.	2.7	9.5
N	その他	8.7	10.3	n.a.	9.2	7.9
	個人消費支出	6.5	10.3	11.6	8.3	10.0
	政府の財貨・サービス経常購入	11.3	15.2	9.7	△ 0.4	4.3
	総投資	n.a.	n.a.	86.2	61.8	69.5
	うち国内総固定資本形成	26.6	39.4	21.7	26.0	24.3
	財貨・サービスの輸出 〔控除〕財貨・サービスの輸入	25.7 23.8	17.9 29.3	△ 3.7 23.5	△ 4.8 27.2	△ 4.3 25.5

(注) 1975年不变価格による。

◆韓国、外国人投資最低限度額の引上げ等を発表

韓国経済企画院は10月6日、外国人投資誘致政策の一部手直しを発表、9月8日にさかのぼって実施した。その概要は次のとおり。

(1) 大口投資の誘致……資本集約的かつ高度の技術を要する大口投資を誘致するため、外国人投資最低限度額を業種にかかわらず1件当たり50万ドルに引上げ(従来

は電子、機械工業10万ドル、その他20万ドル)。

- (2) 誘致業種の追加……外国人投資事業につき、従来の適格事業(注)に化学工業および「経済企画院長官が認める事業」を追加。

(注) 従来の適格事業とは、①資本、技術、経営面で当分の間国内企業によっては建設巡査することができない大規模装置産業、金属、機械、電気、電子工業、②国内企業が十分な国際競争力を備えていない輸出産業、③国内資源の開発、利用に寄与する事業、をいう。

◆インドネシア、輸入関税を引下げ

インドネシア政府は9月26日、国内で供給不足気味の化学品、紙、繊維製品、たばこ等約1,000品目の輸入関税引下げ(5～40%→0～10%)を発表した。本措置は昨年11月のルピア切下げ(53年12月号「要録」参照)以降の物価急騰(消費者物価上昇率<前年同期比>、1～3月+11.0%、4～6月+18.4%、7～8月+25.8%)に対処してとられたもの。

◆フィリピン、輸出奨励措置を発表

フィリピン政府は10月9日、輸出奨励のため投資委員会(Board of Investments)登録企業に対し以下の措置を実施する旨発表した。

- (1) 登録企業の輸出関係非課税限度引上げ(輸出額の10→20%)。
- (2) 登録企業の一般資本財輸入に対する輸入税免除期間を延長(企業設立後5年→7年)。
- (3) 登録企業が輸出拡大に必要な資本財を輸入する場合には、企業設立後7年超であっても輸入税を免除(従来は、登録企業中パイオニア企業(注)のみの特典)。

本措置は、最近の貿易赤字の拡大(79年1～5月△8.1億米ドル、前年同期△7.0億米ドル)にかんがみ、工業製品等の輸出増強策の一環としてとられたもの。

(注) 投資委員会登録企業(約3,000社)のうち、自動車部品、電子部品等の製品を生産するための重点育成企業で、現在約1,200社。

◆インド、市中預貸金金利を引上げ

インド準備銀行は9月12日、市中預貸金金利の引上げを発表、翌13日から実施した。本措置の概要は以下のとおり(ちなみに公定歩合は1975年7月以降9.0%で不变)。

- (1) 商業銀行の最高貸出金利を現行の15.0%から18.0%へ引上げる(最低貸出金利<現行12.5%>は据置き)とともに、個別融資について、新規約定・既実行分とも貸出金利を以下のように引上げるよう勧告。ただし、農業関連、輸送・輸出関連業者向けについては原則的に本措置の適用を途外する。

イ. 20百万ルピー以上の信用供与

3%以上

- 口、同5~20百万ルピー未満 {メーカー向け2%以上
 貿易業者 // 3% //
 ハ、同1~5百万ルピー未満のうち貿易業者向け
 2%以上

(2) 預金金利を以下のように改訂(単位、年利・%)。

	旧	新
イ、貯蓄預金	4.5	5.0
ロ、定期預金		
15~45日	2.5	2.5
46~90日	3.0	3.0
91日~6ヶ月	4.0	4.0
6ヶ月~9ヶ月	4.5	4.5
9ヶ月~1年	5.0	5.5
1年~3年	6.0	7.0
3年~5年	7.5	8.5
5年超	9.0	10.0

今次措置は、①原油価格引上げ等に伴う輸入物価の上昇、②対民間部門を中心とした銀行貸出の増大(注)、③財政赤字の拡大(78年度実績△107億ルピー→79年度予算△136億ルピー)、等インフレ要因が山積していることにかんがみ採られたものとみられている。

(注) 指定銀行の対民間信用供与残高		前年同期(月)比
1978年7~9月		+12.3%
10~12月		+16.4
1979年1~3月		+19.9
4月		+20.3
5月		+19.2

◇豪州、大型の円資金調達計画を発表

豪州政府当局は10月3日、外貨調達計画の一環として、わが国から総額700億円の円資金を調達する旨発表した。内訳は次のとおり。

(1) シンジケート・ローン(10月26日正式調印)

総額 400億円
 債還期間 20年(うち据置き期間10年)
 金利 年8.3%

主幹事行 日本興業銀行

(2) 円建債発行(12月上旬発行予定)

総額 300億円
 債還期間 } 未定
 金利 }

引受け会社 主幹事 野村証券

上記計画は、同国の国際収支が民間資本の流入減を主因に大幅悪化(総合収支、1~3月0.1億豪ドル、4~6月1.8億豪ドル、7~9月△5.5億豪ドル)をみてることから、これに対処するため調達コストの割安な円建借入を企図して打出されたもの。

共産圏諸国

◇中国、主要経済統計を発表

中国国家統計局は6月の全国人民代表大会において、1977年、1978年の主要経済統計を発表(8月号「要録」参照)したのに統いて、このほど、1949年(建国時)と1952年

主要鉱工業製品

	1949年	1952年	1978年
石炭	3,243万トン	6,649万トン	61,800万トン
原油	12.1万トン	43.6万トン	10,405万トン
電力	4.31億Kwh	72.6億Kwh	2,565.5億Kwh
銑鉄	25.2万トン	192.9万トン	3,479万トン
鋼	15.8万トン	134.9万トン	3,178万トン
木材	567m ³	1,120m ³	5,162m ³
セメント	66万トン	286万トン	6,524万トン
化学肥料(100%有効に換算)	0.6万トン	3.9万トン	869.3万トン
工作機械	1,600台	13,700台	183,200台
発電設備	—	0.6万Kw	483.8万Kw
自動車	—	—	149,100台
トラクタ	—	—	113,500台
綿布	18.9億m	83.3億m	110.29億m
砂糖	19.9万トン	45.1万トン	226.7万トン
自転車	14,000台	80,000台	8,540,000台
(参考)工業企業数	12万	n.a	35万

主 要 農 產 物

	1949年	1952年	1978年
穀物	11,320万トン	16,390万トン	30,475万トン
綿花	44.5万トン	130.4万トン	216.7万トン
油料作物	232.8万トン	372.9万トン	456.8万トン
サトウキビ	264.2万トン	711.6万トン	2,111.7万トン
麻類	3.7万トン	30.6万トン	108.8万トン
マユ	4.3万トン	12.3万トン	22.8万トン
茶	4.1万トン	8.3万トン	26.8万トン
甜菜	19.1万トン	47.9万トン	270.2万トン
ブタ (年末集計)	5,775万頭	8,977万頭	30,129万頭
ヤギ・ヒツジ (年末集計)	4,235万頭	6,178万頭	16,994万頭
大家畜(注)(年末集計)	6,002万頭	7,646万頭	9,389万頭
水産物	45万トン	167万トン	466万トン

(注) 馬、牛、ラバ、ロバ、ラクダ。

運 輸

	1949年	1952年	1978年
鉄道	22,000Km	24,900Km	50,400Km
道路	80,700Km	126,700Km	890,200Km
内陸水路	73,600Km	95,000Km	136,000Km
民間航空路(外国航路含む)	—	13,100Km	149,000Km
<輸送量>			
鉄道	18.4億Kmトン	602億Kmトン	5,333億Kmトン
道路	8億Kmトン	14億Kmトン	274億Kmトン
水運	63億Kmトン	146億Kmトン	3,779億Kmトン
航空	—	—	9,700万Kmトン

(第1次5か年計画開始直前年)の主要鉱工業製品、主要農産物、運輸に関する統計を発表した。

◆中国、当面の農業政策を発表

中国共産党は、9月25日～28日に開催された四中全会(中国共産党第11期中央委員会第4回総会)において、「農業の発展を速める若干の問題についての中国共産党中央の決定」を正式に採択、公布した。これによれば、農業は国民経済の基礎であると同時に「4つの近代化」を達成するための基本条件でもあるため、その発展をはかることが当面の最重要課題と指摘されており、以下のような政策方針が打出されている。

なお、本決定は、昨年末の三中全会において打出された農業重視の基本原則(1月号「要録」参照)に検討を加え、一層の具体化を図ったもの。

主要点は次のとおり。

(1) 人民公社、生産大隊、生産隊(以下人民公社等と略

す)の所有権と自主権は国家の法律によりこれを保護する。

(2) 農民が、能力に応じて働き、能力に応じて分配を受ける原則を貫く。

(3) 農民の自留地耕作、家庭副業、農村の市取引を奨励、保護する。

(4) 今後3～5年以内に、基本建設投資に占める農業向け投資の比率を18%にまで高める(79年計画14%)。また地方財政収入は、主として農業および農業向け工業に使用するよう努める。

(5) 農業向け融資は、1985年まで現行水準の2倍に増加させる。このため、中国農業銀行は農村の金融活動に積極的に取り組む。

(6) 今後とも、農産物価格の引上げ等により農業向け工業製品との価格差の縮小をはかる。

(7) 農林水産業向けの基本建設投資に注力し、特に灌漑面積の増加に努める。

- (8) 国営農場の運営を改善する。すなわち、1985年までは利潤の上納を免除し、この間に、農産物・畜産物加工や副業生産等経営の多角化を図らせ、農業企業としての性格をもたせる。
- (9) 農業機械の増産・品質向上に努める。
- (10) 人民公社等が所有する企業(社隊企業)の発展を図るため、①社隊企業に対し減・免税を実施する、②国営企業等大工場の生産品のうち、社隊企業で生産する方が有利なものについては、極力同企業で生産させることとする。
- (11) 輸出用農産物・副業製品等の増産に努める。
- (12) 人口増加率を1985年には0.5%程度にまで引下げる。

◆中国国際信託投資公司が正式発足

中国では10月4日、外資の受入れ窓口としての役割などを果す中国国際信託投資公司を正式に発足させた。その概要は次のとおり。

- (1) 資本金…2億元(約280億円)

- (2) 理事会(取締役会)…理事長(宋毅仁)、副理事長(雷任民)のほか常務理事5名を含め総勢44名で構成(なお、宋毅仁は総經理<実務面での最高責任者>を兼務)。
- (3) 地位…國務院直属機関で、國務院管轄下の各省と同格。
- (4) 設立目的…合弁法(79年7月制定、8月号「要録」参照)等に基づく、外国からの投資の受け入れ窓口として、外国の先進技術・設備の導入を促進し、中国の経済建設のテンポを早めること。
- (5) 主要業務
- ① 外国の企業等の委託を受け、中国の公司、企業等との合弁事業、技術提携を斡旋。
 - ② 中国の公司、企業等の委託を受け、外国の企業との合弁事業を斡旋。
 - ③ 中国国内および国外で、同公司自身が合弁事業または単独の投資事業を行う。
 - ④ 合弁企業の資金調達のために国際金融市場において債券発行、株式募集等の業務を行う。